# 姫路商工会議所 広告掲載基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、姫路商工会議所(以下、当所)広告掲載の運用にあたり基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

## (広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 当所の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報で、広告内容及び表現は、 それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

## (広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

## (広告媒体利用者の条件)

第4条 当所広告媒体を利用するものは、各地商工会議所・商工会会員事業所並びに官公庁、自治 体等の公共機関とする。

### (規制業種又は事業者)

- 第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定される業種
  - (2) 風俗営業類似の業種
  - (3) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
  - (4) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
  - (5) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
  - (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
  - (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
  - (8) 各種法令に違反しているもの
  - (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
  - (10) その他当所が判断する業種・事業者

#### (掲載基準)

- 第6条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。
  - (1) 次のいずれかに該当するもの
    - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
    - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又は サービスを提供するもの
    - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
    - エ 当所の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
    - オ 他の利用者、第三者または、当所に不利益を与えるもの
    - カ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
    - キ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
    - ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれ のあるもの

- ケ 社会的に不適切なもの
- コ 国内世論が大きく分かれているもの
- サ 人材の募集等に関するもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれか に該当するもの
  - ア 誇大な表現 (誇大広告) 及び根拠のない表示や誤認を招くような表現 根拠のない表示や誤認を招くような表現
  - イ 射幸心を著しくあおる表現
  - ウ 虚偽の内容を表示するもの
  - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
  - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - カ 責任の所在が明確でないもの
  - キ 広告の内容が明確でないもの
  - ク 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなど を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
  - イ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
  - ウ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
  - エ ギャンブル等を肯定するもの
  - オ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

### (広告の掲載の承認)

第7条 広告掲載の承認について、記載事項を明確に記入した所定の広告申込書とあわせて、 関係書類(チラシ、原稿等)を提出していただき、当所審査のうえ広告の掲載を決定 するものとする。広告の内容によっては掲載しない場合がある。

### (諸契約の制定)

第8条 広告に関する諸契約については、取扱いの期間・金額が軽微なものについては、所定の広告申込書で足るものとし、これによりがたい場合は、契約書を締結するものとする。

## (サービス利用料金の支払)

第9条 当該サービスの利用料金の支払は、原則として広告が封入される月刊誌『ひめじ商工会議 所報』の発刊月の月末迄とする。但し月末が休日・祝日の場合はその前日とする。

#### (附則)

この基準は、平成19年3月1日から実施する。

第4条の改正規定は、平成20年3月1日から実施する。